



第3次

美里町地域福祉活動計画

(平成31年4月～令和4年3月)

みちかな地域の安心へ

ささえあう手と手を繋ぎあい

ともに築こう福祉のまち“みさと”



基本理念

私たちの目指す地域福祉の姿として、子どもから大人まで年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が地域において健やかで生きがいを持ち、それぞれ尊重しあい、安心して暮らせるまちづくりを、私たち一人ひとりが主体となって進めていきます。

また、様々な関係機関や団体等と連携し、みんなで地域の福祉を話し合い、日頃から住民一人ひとりが信頼関係を築きながら、お互いに手と手を取りあって支えあい、共に「福祉のまち」を築いていくことを、町名の“み・さ・と”の言葉になぞらえて目指しています。

禁無断転載©東京法規出版

社会福祉法人 美里町社会福祉協議会

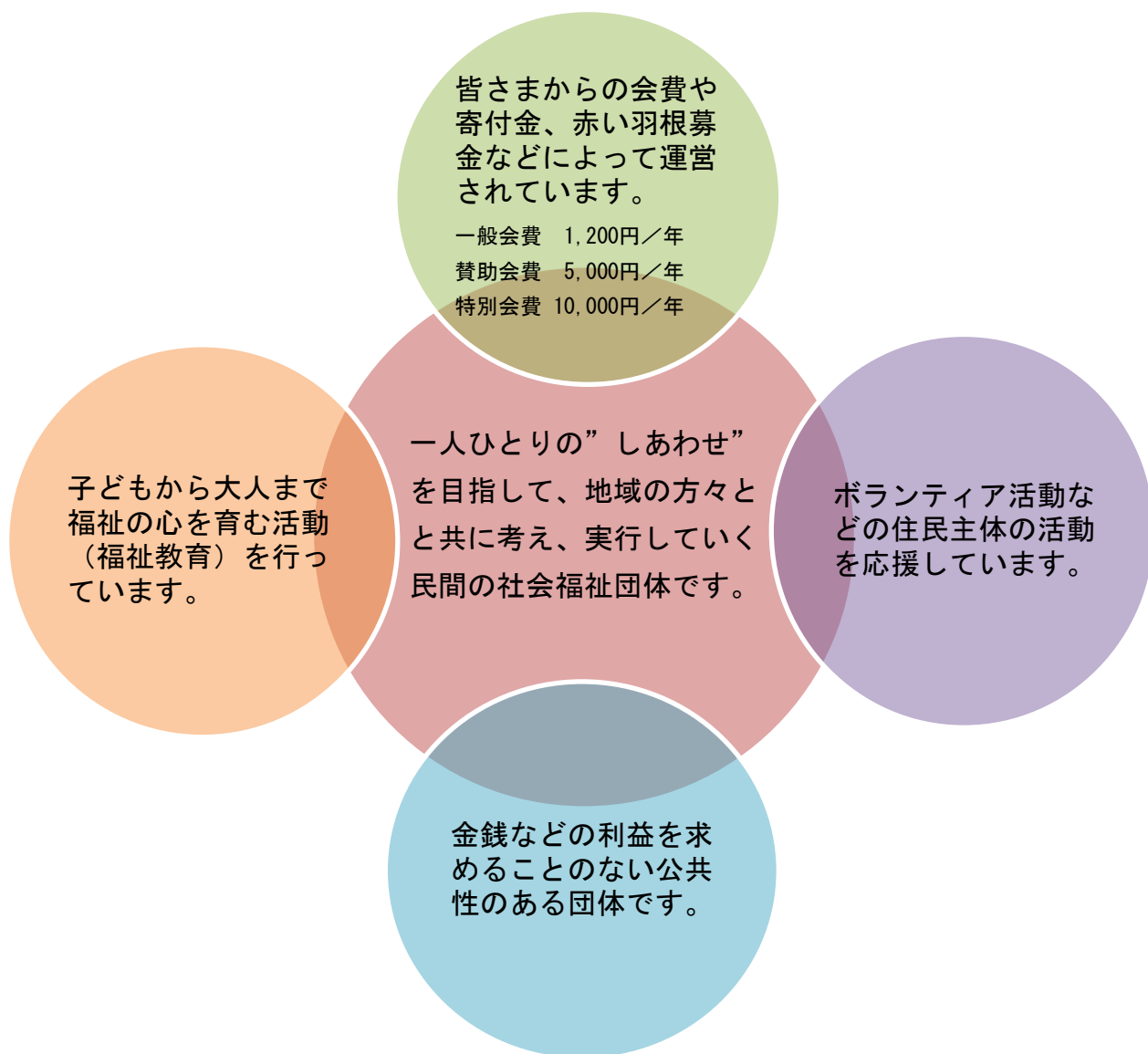
社 会 福 祉 協 議 会

暮らし・生活

しあわせに暮らす

みんなで話し合う

組織



社会福祉法では、第109条において地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられ、民間団体としての「自主性」と、広く住民の皆さまや社会福祉関係者等に支えられた「公共性」という2つの面を合わせもっています。また、社会福祉協議会を略して「社協（しゃきょう）」といいます。

あいさつ



社会福祉法人美里町社会福祉協議会

会 長 笠 松 清

近年、地域福祉を取り巻く環境は急激な少子化などによる人口減少や高齢社会をはじめ、様々な要因による社会的孤立や生活困窮者への対応など、複雑で多岐に関わる課題に直面しています。

また、地域のなかでは各組織活動の担い手不足や、繋がりやの稀薄化による支え合い機能が低下している現状があります。

こうした中で、地域包括ケアシステムの構築を目指して、多様な主体が連携・協働しながら地域全体で支え合う体制づくりを推進していかなければなりません。国では、これを見据えて社会福祉法の改正を平成28年7月に行い

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置して、これまでの「支え手側」「受け手側」という、ややもすると「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」「丸ごと」として主体的に取り組む仕組みを目指して推進しており、美里町社会福祉協議会では美里町と連携し「地域共生社会」の実現に向けて実践しているところです。

この度、美里町社会福祉協議会では地域活動の実践者や各団体の代表、専門職、学識者、町行政、県社協などの参画のもと「第3次地域福祉活動計画」の策定に向けて、第2次地域福祉活動計画の評価と更なる向上を目指して策定委員会を設置、基本目標毎に委員33名の皆さまによる4部会を編成してご協議頂きました。過去を振り返り現状を把握し未来を想像して、地域住民が求める「誰もが安心して健やかで生き甲斐を実感出来る暮らし」が送れる道標を答申頂きました。

この計画を推進することによって、美里町全地域の皆さまが、共に信頼し合い、支え合い、心豊かな毎日を過ごせるような心温かく住み心地の良い地域、すなわち“ふくしのまち”が醸成される事と思います。

結びに本計画策定にあたりました、策定委員の皆さまをはじめ、多職種ワーキングチームの専門職の方々、地域福祉力UP情報交換会等にご協力頂きました16地区社協の方々、関係機関・団体、各分野の皆さまのご協力に心から御礼を申し上げます。

計画の策定にあたって



社会福祉法人美里町社会福祉協議会
第3次美里町地域福祉活動計画策定委員会

委員長 黒 沼 篤 司

近年、社会情勢の変化や少子高齢化の進行などによって、地域社会全体や私たち一人ひとりの暮らしは大きく変わってきています。

また、東日本大震災以降、人と人とのつながりや関係性が大切であることが再認識される一方で、社会的孤立や排除、虐待や権利侵害などの問題、様々な状況を背景とした経済的困窮の問題など、地域生活課題は深刻化を増しています。

このような中、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくりのため平成23年4月に第1次地域福祉活動計画、平成26年4月には第2次地域福祉活動計画が策定され、地域福祉の推進が実践されてきました。

今回はそれらを踏まえ、第3次地域福祉活動計画策定委員会が設置され、地域福祉力UP情報交換会、多職種によるワーキングチームによるご意見などを基に、33名の策定委員が基本目標ごとに4つの部会に分かれ、検討を行って参りました。

この度、各地域並びに町全体の現状や特性などを考慮しながら、「みちかな地域の安心へ ささえあう手と手をつなぎあい とともに築こう福祉のまち“みさと”」の基本理念のもと、4つの基本目標とそれに基づく8項目の指針に体系化いたしました。

本計画は平成31年度から令和3年度までの3年間とし、行政の第1期美里町地域福祉計画（平成29～令和3年度）と連動しながら計画実行を推進していくとともに、進行状況の確認・見直しを行うこととしております。

美里町の住民ひとり一人がこの計画書を手に取り活動の主体となって、共に支え合い安心して暮らせるよう地域福祉が向上していくことを心より願っております。

最後に、本計画策定にご尽力頂きました策定委員の皆さま、なかでも貴重なご意見を頂きました東北文化学園大学 豊田正利教授、宮城県社協 西塚国彦地域福祉部次長、美里町社協事務局に心より感謝申し上げます。

〇●〇 目 次 〇●〇

第 1 章 計画の基本事項

- 1 地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・ P1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・ P2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・ P3
- 5 計画の策定体制・・・・・・・・・・ P4
- 6 日常生活圏域の中の地域の範囲の考え方・・・・・・・・ P5
- 7 地域の支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）・・・・ P5～6

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

- 1 美里町の概況（第 1 期美里町地域福祉計画から一部引用）・・・・ P7～8
- 2 地域福祉を取り巻く現状と主な課題・・・・・・・・ P9～10
- 3 第 2 次地域福祉活動計画の評価・・・・・・・・ P11～14

第 3 章 計画の基本方針

- 1 基本理念（目指す地域福祉活動の姿）・・・・・・・・ P15
 みちかな地域の安心へ
 ささえあう手と手を繋ぎあい
 ともに築こう福祉のまち“みさと”
- 2 計画の体系図（基本理念・基本目標・指針）・・・・・・・・ P16

第 4 章 計画の具体的な取組

- 1 目標及び指針に向けた具体的な取組・・・・・・・・ P17～24
 - （1）基本目標 1 安心して生活できる福祉のまちづくり
 - （2）基本目標 2 心のかよいあう福祉のまちづくり
 - （3）基本目標 3 みんなでつくる福祉のまちづくり
 - （4）基本目標 4 地域福祉推進のための基盤づくり
- 2 美里町社会福祉協議会の事業一覧と年次計画・・・・・・・・ P25～27

第 5 章 計画の推進

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・ P28
- 2 活動主体に期待される役割・・・・・・・・ P29～30

資 料 編

- 1 策定経過・・・・・・・・・・ P31～36
- 2 策定委員会・・・・・・・・・・ P37～39
 - （1）第 3 次美里町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
 - （2）策定委員会委員会名簿
- 3 美里町社会福祉概況調べ（平成 20～30 年度までの推移）・・・・ P40
- 4 地域福祉にかかる現状（第 1 期美里町地域福祉計画から引用）・・・・ P41～43
- 5 地域福祉にかかる課題（第 1 期美里町地域福祉計画から引用）・・・・ P44～45
- 6 用語解説・・・・・・・・・・ P46～47

第1章 計画の基本事項

1 地域福祉とは

地域福祉の推進とは、地域の住民一人ひとりが主役となって、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが自分らしく、ともにいきいきと暮らしていくことのできる住みよいまちづくりの活動を行うことです。

そのためには、地域の実情に応じて地域住民をはじめ社会福祉事業を行う企業や事業所、ボランティアや福祉団体などの社会福祉関係者がお互いに協力して地域生活課題に取り組んでいく必要があります。

これは、住民の誰もが地域で安心して暮らせるために、地域で困っている人を助け合い、お互いに支え合うということです。

2 計画策定の背景と目的

少子・高齢社会の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭、子育て環境などの様相は大きく変容しています。

また、経済情勢や雇用環境の厳しさなどが長期化し、孤立死やひきこもりなどの社会的孤立と差別・排除の問題、認知症高齢者や介護が必要な方の増加、知的・精神障害のある方の地域生活移行に対する支援体制の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や権利侵害などの権利擁護の問題など、地域生活課題は深刻化を増して広がっています。

このような課題等に対し、新たに生活困窮者自立支援法の施行や障害者基本法の改正、介護保険法の改正による地域包括ケアシステムの構築、さらにはニッポン一億総活躍社会・地域共生社会の実現など、様々な制度が創設される一方で、制度の狭間や意思決定能力が不十分な方、SOSを出せずに一人で悩み困っている方なども地域の中には潜在化しています。

そこで、住民をはじめ様々な活動主体が地域で困っている人を助けあい、お互いに支え合う意識の向上や体制、仕組みが必要とされ、地域福祉活動に対する期待は非常に大きなものとなっています。

そのため、住民一人ひとりの参加を得て様々な支え合い・助け合いにより課題解決に向けた活動や行動を推進することが重要であることを認識し、中長期の計画的な取組が欠かせないものと考えています。

第3次美里町地域福祉活動計画（以下、「本活動計画」という。）は、民間の地域福祉推進のための行動計画であり、地域生活課題や社会情勢の変化を踏まえながら第2次活動計画の評価と、これまでの効果的な活動や行動を継続し、美里町地域福祉計画などの行政計画と連動して、地域における福祉をさらに力強く推し進めることを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉活動計画

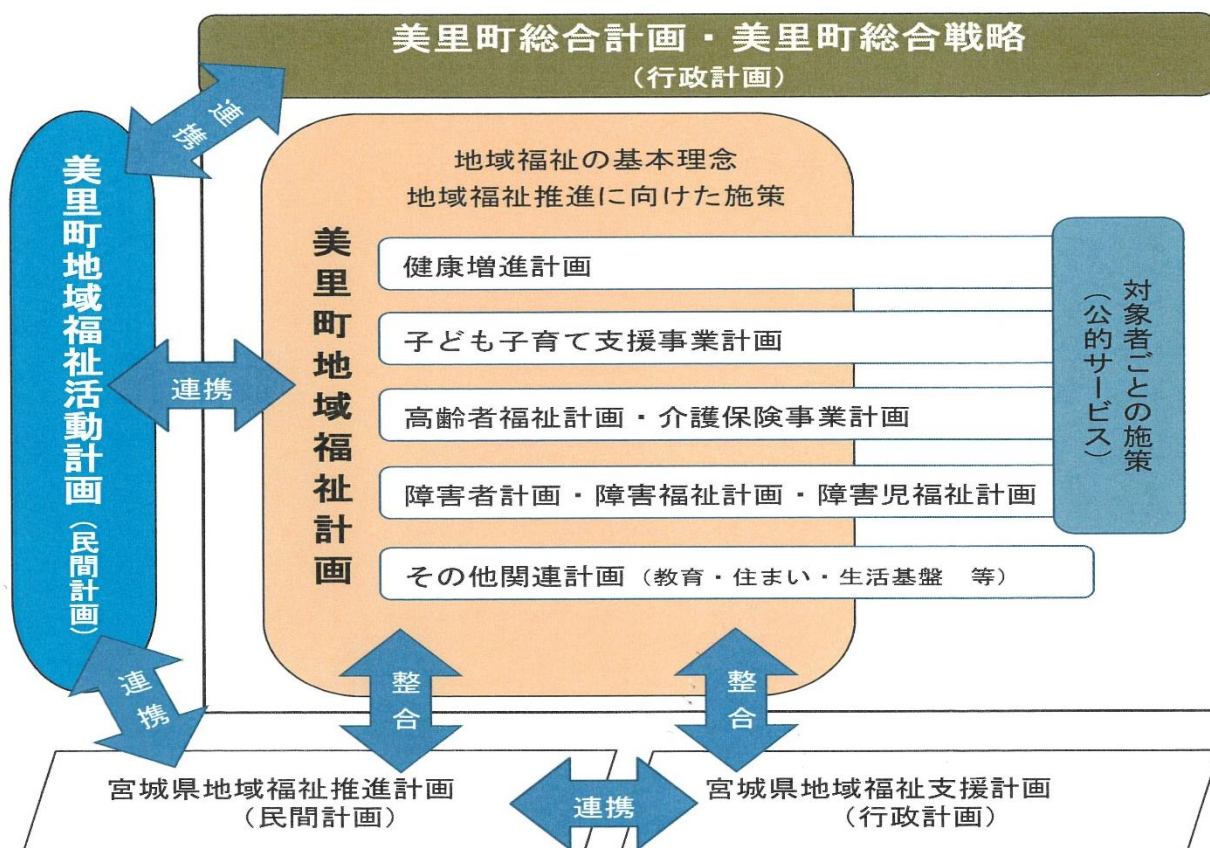
地域福祉活動計画とは、地域社会における生活課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画です。そのため、住民をはじめ地域福祉活動実践者や福祉団体、ボランティア、福祉事業所などの社会福祉関係者と社会福祉協議会、行政等がともに考え、社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

(2) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係

「第1期美里町地域福祉計画（以下、「地域福祉計画」という。）」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を進めるうえでの町全体の「理念」と「しくみ」をつくる計画です。美里町の最上位計画となる美里町総合計画・美里町総合戦略の方向性を踏まえ、部門ごとの福祉関連計画の上位計画として整合を図り、位置づけられています。

地域福祉活動計画は、その理念としくみを実現・実行するための行動のあり方を定めるもので、地域福祉計画とは車の両輪の関係にあります。

そのため、地域福祉計画、本活動計画では、地域福祉を推進するうえでの基本理念や取り組みを共有しつつ、相互に連携して地域福祉を推進していくものです。



4 計画の期間

本活動計画の期間は、第2次活動計画から引き続きの期間とすること。また、地域福祉計画（平成29～令和3年度）の計画期間と連動するため、令和元年度を初年度とする3年間（令和元年度～令和3年度）とします。

なお、期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正並びに社会動向を踏まえて、必要な場合は見直すものとします。

	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
第3次美里町地域福祉活動計画 (令和元年度～令和3年度)	第2次 (H26～30)			第3次 (R1～R3)						

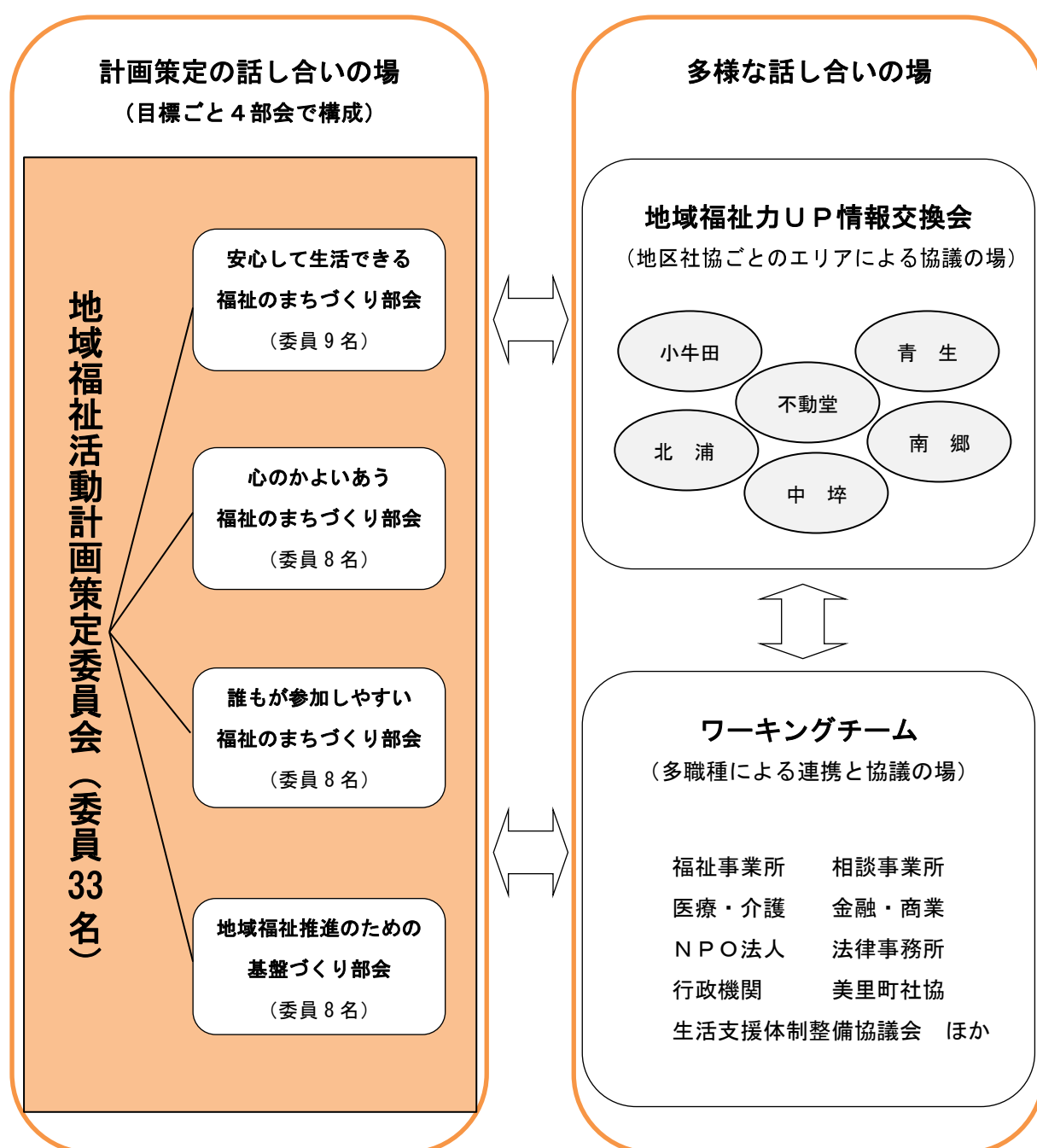
美里町の福祉関連計画

	H 2 8 2016	H 2 9 2017	H 3 0 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025
美里町総合計画・総合戦略 (平成 28～令和 2 年度)	第 1 期									
第 1 期地域福祉計画 (平成 29～令和 3 年度)		第 1 期								
子ども・子育て支援事業計画 (平成 27～令和 2 年度)	第 1 期									
高齢者福祉計画・第 7 期介護保 険事業計画 (平成 30～令和 2 年度)			第 7 期							
第 2 期障害者計画 (平成 30～令和 4 年度)			第 2 期							
第 5 期障害福祉計画・第 1 期障 害児福祉計画 (平成 30～令和 2 年度)			第 5 期・第 1 期							
健康増進計画 (健康みさと 21) (平成 24～令和 3 年度)	第 2 期									

5 計画の策定体制

本活動計画の策定プロセスでは、美里町社会福祉協議会が小学校区ごとに行っている地域福祉力UP情報交換会（地区社会福祉協議会共催）などにより、地域福祉に関する課題や意見を把握し、計画案に対する地域の意見を反映させました。

また、住民をはじめ地域福祉活動実践者や福祉団体、ボランティア、福祉事業所などの社会福祉関係者、企業、行政機関などの様々な立場の方々に参加いただき、「第3次美里町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、委員会の中に4部会と多職種連携を目的とするワーキングチームを中心に、計画や地域福祉の推進についての意見を得て策定しました。



6 日常生活圏域の中の地域の範囲の考え方

本活動計画で示している「地域」は、そこに住む住民やさまざまな団体・機関などの活動主体が隣近所の身近な地域でお互いに支え合いや助け合いを進めたり、活動への協力を呼びかけたり、情報などの共有を行うなど、目的や必要性、関係性、個々に持っている力などに応じて、それぞれの取組に適した地域の範囲があると考えています。

それぞれの地域の範囲は重なり合う部分があり、交流や連携・協働していくことが大切です。横のつながりとともに、縦のつながりをつくることによって課題把握や解決に向けた取組へのネットワークへとなることが期待できます。

7 地域の支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

本活動計画で示している地域の「支え合い」は、大きく分けて4つのチカラで成り立っていると考え、暮らしの中で問題などが発生した場合に解決するチカラのことを示しています。

①個人や家族とともに自分らしく暮らし、自身のもつチカラで課題を解決していく自助のチカラ。

②近隣や友人、回覧版の範囲などの身近な日常生活の支え合い・助け合いの関係の中で解決していく互助のチカラ。

③福祉団体、ボランティアなどの支援や医療、年金、介護保険、社会保険制度などに代表される被保険者による相互負担の制度やサービスで解決していく共助のチカラ。

④最後は自助、互助、共助では解決しきれない問題に、町等の公的なサービス提供や環境づくりを通して解決していく公助のチカラがあります。

自助や互助は、社会保険制度などの共助や公的制度などの公助を補完するものではなく、むしろ私たちの人生と暮らしの質を豊かにするものであり、一人ひとりの暮らしに密着したより小さい範囲の「自助・互助」の重要性を改めて認識したうえで、「自助・互助・共助・公助」がお互いに支え合い、働きかけ合いながらそのしくみを一層強化していく必要があります。

日常生活圏域の中の 地域の範囲の考え方

自分・家族 など



身近な範囲

友人
隣近所 など

地縁組織の範囲

行政区
自治会
町内会 など

学区の範囲

小学校区
地区社会福祉協議会
コミュニティセンター
など

町全体の範囲

町役場・行政機関
町社会福祉協議会
医療機関
児童・高齢・障害事業所
相談事業所
金融・商工業
NPO法人
生活支援体制整備協議会
など

地域の支え合いの考え方

「自助」

- ・個人や家族と共に自分らしく暮らす。
- ・自分が解決に向けて課題に取り組む。
- ・自分からSOSを出す。又は支援を受けることができる。

「互助」

- ・友人や近隣、回覧板の範囲などの身近な日常生活の支え合い、助け合いの関係の中で解決に向けて課題に取り組む。

「共助」

- ・福祉団体、当事者団体、ボランティア団体などの支援で解決に向けて課題に取り組む。
- ・医療、年金、介護保険、社会保険制度などに代表される相互負担の制度やサービスで解決に向けて課題に取り組む。

「公助」

- ・自助、互助共助では解決しきれない課題に行政などの公的なサービス提供や環境づくりを通して解決に向けて課題に取り組む

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 美里町の概況

第1期美里町地域福祉計画（H29年3月策定から一部引用）

美里町が策定した地域福祉計画の策定経過で実施した「地域福祉に関するアンケート調査」結果や行政機関等からの情報提供を受けて美里町社会福祉協議会で作成している「美里町社会福祉概況調べ」（P.39 参照）などから、次のような現状が分かりました。

（1）人口・世帯の状況

①総人口・一般世帯数の推移

近年（平成20年～平成30年）の本町の総人口・一般世帯数の推移をみると、平成30年における総人口は、24,656人となっており、10年間で1,435人減少しています。今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一般世帯数は増加傾向にあり、平成30年は9,036世帯となっていますが、1世帯当たり人員は2.7人と減少が進んでいます。今後は、こうした現状を踏まえた地域づくりを進めていく必要があります。

②年齢別人口

年齢別（0～14歳・15～64歳・65歳以上）の人口をみると、平成30年の年少人口（0～14歳）は2,776人（11.3%）、生産年齢人口（15～64歳）は13,586人（55.1%）でどちらも減少傾向にある一方で、高齢人口（65歳以上）は8,283人（33.6%）で、平成20年以降の10年間で1,272人（6.7%）増加し、人口の少子化と高齢化の進行があらわれています。ただし行政区・小学校区ごとにみるとその様相は異なり、少子化率・高齢化率ともに地域間格差が生じています。

③高齢夫婦・高齢者一人暮らし世帯の推移

国勢調査（平成27年度）によると、高齢夫婦世帯は976世帯、平成2年以降の推移では、666世帯増加しています。

一方で、平成30年における高齢者一人暮らし世帯は1,301世帯となっており、平成20年以降10年間の推移では、一般世帯数が687世帯（7.6%）増加しているなかで、高齢化の進行とともに、高齢者一人暮らし世帯も585世帯（45.0%）増加しています。

（2）人口移動

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡数が出生数を上回り、自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、年度による増減はありますが、平成24年から平成26年は、転入者が転出者を上回っています。

(3) 婚姻・離婚件数

平成 16 年から平成 26 年の婚姻・離婚件数をみると、期間における平均婚姻数は 103 件、離婚件数は 44 件となっています。

(4) 産業・労働力

①産業構造（就業人口）

就業者総数は生産年齢人口の減少に伴い、昭和 60 年から平成 22 年にかけて減少推移しており、平成 22 年の就業者は 11,666 人となっています。

産業別にみると、第 1 次産業は昭和 60 年以降、減少傾向にあり、第 2 次・第 3 次産業についても近年減少に転じています。

②労働力人口・完全失業者数

労働力人口は就業者数とともに減少傾向にあり、平成 22 年は 12,541 人となっています。

完全失業者数については、各年度によって増減が見られますが、増加傾向がみられ、平成 22 年の完全失業者数は 875 人、完全失業率は 6.98%となっています。

※(2)～(4)については第 1 期美里町地域福祉計画（H29 年 3 月策定）より引用。

厚生労働省 人口動態調査（市区町村別統計は平成 24 年度が最新）、国勢調査（5 年ごとに調査、平成 27 年度が最新）参考によるもの。

2 地域福祉を取り巻く現状と主な課題

本活動計画の4部会及び多職種によるワーキングチームを中心に、地域生活の現状と困りごととして起きている問題について話し合いを重ねてきました。

日々の暮らしの中で課題となっているものについて、地域生活者の視点や福祉団体等の地域福祉活動の実践の中から把握しているもの、相談事業所や福祉事業所、関係機関等が業務の中から把握しているものをアンケート等によって集約しました。

また、美里町社会福祉協議会が行う「ふくし総合相談」では、様々な原因を背景とする複合的な問題や制度の狭間にある問題など、多様な相談内容とともにその件数も増加傾向にあります。

それらを踏まえ、地域生活の現状と主な課題について、以下のとおりまとめました。

(1) 多重・複合問題と生活困窮

社会情勢や家庭環境の変化によって様々な問題を抱えているケースが増えています。それらの問題はいくつもが重なり生じているものや、多様な原因や背景が絡み合っているものが多く見受けられます。

例えば、高齢の親と未婚の未就労又は低収入の子どもの同居家庭が、親の年金を主な収入源で暮らし、継続的に安定した生活設計を立てられない8050家庭の問題や、高齢単身世帯の増によって通院、買物などの交通手段の確保が難しい移動困難者の問題、障害者世帯の親なき後の経済的なことをはじめとする自立生活を支援する体制整備の問題、多世代同居世帯では、稼働世代が親の介護と子どもの育児を同時に行うことによる経済的負担や就労できないことによる低収入やストレスなどのダブルケアの問題などが挙げられます。

加えて、近年は多重債務を抱え日常生活を営むことが難しいケースの相談を受けることも多く、複雑に絡み合った問題に対して、解決に向けて一つひとつ原因をひも解き整理していかなければ、どこから手をつけていけばよいのかわからないケースも多く見受けられます。

(2) 制度・サービスの狭間にある多様な問題

子育てや介護、教育など、私たちのより良い暮らしを支える様々な公的な制度やサービスなどの社会保障制度は、社会や暮らしの変容などに合わせて整備されてきました。

しかし、社会的孤立や多重・複合問題など、多様な問題の中には公的な制度やサービスだけでは解決できない制度の狭間にあるものが増えている状況にあります。

例えば、ダブルケアなどを原因とした低収入による生活困窮や、高齢者や障害者世帯などの社会的孤立の問題や通院・買物などの交通手段の確保の問題、生活に必要な日常の金銭管理や土地・建物などの環境整備も含めた財産管理など、普段の暮らしの中で問題を抱えているものの、身体状況や所得、税金などの納付状況によって制度やサービスの利用条件が合わず、利用できない問題なども見受けられます。

また、公的な制度やサービスなどは、問題を抱える当事者からの相談や申請によってはじめて利用となることから、自らSOSの意思表示ができにくい方や、困っている状態に本人が気づかず、問題解決が長期化や難しくなるケースもあります。

(3) 社会的孤立

地域住民同士の関係性が希薄になっており、その中でも何らかの問題を抱えている方々は、家族や地域社会との関係も希薄で、他者との接触がほとんどない状態となり、社会的孤立のなかで生活していることが多く見受けられます。

社会的孤立は、自ら社会との関わりを拒む場合や身体的な状態などによって自ら関わりを持てないケースがあります。また、一方では本人がつながりや関わりを持つようとしても、地域とのコミュニケーション不足や多様性の理解不足、これまでの関わりの中から何らかの理由など、目に見えない偏見や差別、無関心などによって社会的孤立が起こっているケースがあります。

これらは単身の高齢者などが多い傾向にありますが、近年では単身世帯の増加や個人主義などの思考も相まって、性別や年代を問わず社会的孤立から生じる問題は増えており、なかには家族不和などによって家庭内においても孤立している場合などもあります。

(4) 多様な問題を受け止め支え合う仕組みと地域共生社会

前述した多様な問題などは潜在化しているものが多く、身近な地域のなかでお互いに気かけあう関係性の中で見守りあいや声のかけあいなどの地域福祉活動を通して、できる限りの早期発見から相談支援、住民同士の支え合いや制度・サービスなどを上手に利用できるような仕組み・体制づくりをしていく必要があります。

そこで、小地域福祉活動での課題や情報を共有し、必要な支援やサービスへつなげていくためには、関係する組織や団体、機関との連携を強化し、重層的なネットワークによる新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、美里町社会福祉協議会には課題解決に向けて、住民や様々な活動主体が共通認識を持ち、多様な社会資源とのネットワークづくりによって、お互いに連携・協働することはもとより、そのコーディネートの役割を担う人材の配置とその推進が必要となっています。

また、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けて多分野・多様な主体とのネットワークづくりをしていく必要があります。

3 第2次地域福祉活動計画の評価

第2次地域福祉活動計画（平成26年度～平成30年度）に基づき、住民皆さまをはじめ地区社会福祉協議会、福祉関係機関、団体、ボランティア、NPO法人、事業所、行政等と協働で、基本理念・基本目標を実現するため、次の事業や活動を行い、地域福祉活動の推進を図りました。

第3次活動計画策定にあたって、第2次活動計画の評価を策定委員会や部会において地域福祉活動実践者や地域に暮らす住民としてのご意見等をいただき、第2次活動計画の評価をしました。

基本目標1 安心して生活できる福祉のまちづくり

指針①「人と人々が支え合う小地域福祉活動の充実」

<取組の評価>

地区社会福祉協議会を中心に、福祉活動推進員、民生委員児童委員や行政区長等と連携し、見守り協力員の協力を得て地域みんなで見守る意識や体制づくり、サロン活動等が推進されています。

一方でサロン活動等の集合参加型の行事へ案内や声がけ等を継続的に行っているものの、様々な事情により行くことができない方々に対して、どのような関わりが必要か検討していく必要があります。

指針②「生活支援、生きがい・健康づくり事業の充実」

<取組の評価>

日常の暮らしにおいて、住民同士のつながりの中から気軽に声をかけあい、相談しあえる関係づくりや健康・介護予防を意識した様々な機会や場を活用しながら推進されています。

一方で社会情勢や家庭環境の変容によって、低所得・未就労・多重債務等による生活困窮世帯や複合問題を抱えた方もおり、その根底には社会的孤立や排除といった問題が見受けられます。住民と専門機関等の連携によるスムーズな相談から解決までの総合相談支援のネットワークやしくみ等の体制づくりを検討していく必要があります。



見守り協力者による研修・情報交換



気軽に話せる多様な場づくり

基本目標 2 心のかよいあう福祉のまちづくり

指針③「福祉教育と世代間交流による福祉環境の充実」

＜取組の評価＞

世代を問わず誰もが参加できる行事等の場づくりが地区社会福祉協議会やコミュニティセンター、ボランティアグループ等の各種団体、身近な範囲での行政区、自治会等が主催となって継続的に行われ、交流の機会が推進されています。

一方で“ふだんのくらしのしあわせ”について、意図的に意識して子どもから高齢者まで世代を問わず学び合う機会や様々な場面で取り組んでいく必要があります。

指針④「情報の収集・共有・提供による福祉意識の充実」

＜取組の評価＞

地区社会福祉協議会を中心に地域福祉力UP情報交換会が継続的に開催され、行政区単位に「自分の住む地区」の生活課題や気になること等を情報共有し、より良い地域づくりに向けた取り組みが広がっています。

一方、情報提供では“ふくし”のイメージが曖昧なことや他人事として捉える方が多いこと、様々な状況にある方々を認め理解し合うこと（多様性の理解）が社会的孤立の予防にもつながることを意識して推進していく必要があります。



ふ・く・しってなあ～に！？



体験と交流からふ・く・しを考える



地域の強みと課題を再点検



住民みんなで学び合う

基本目標 3 誰もが参加しやすい福祉のまちづくり

指針⑤「ボランティアセンターの設置と充実」

＜取組の評価＞

ボランティア講座をはじめ、生涯学習からの気づきや趣味を活かした地域でのボランティア活動など、多様なきっかけによって活動を一時的または継続的に行う方もあり、見守り協力者等を含めると全体的に活動者は増えています。

また、ボランティアセンターは活動者からの相談件数が増える等、相談窓口としての認識は広がっています。

一方でボランティアは「特別な人がすること」、「お茶飲み会等へ協力すること」、「災害ボランティア」等といった偏ったイメージがあります。そこで、ボランティアセンターはボランティアに対するイメージを広義に捉えていく啓発や、暮らしの中のSOSを相談できる場であることや、必要なヒトやモノ等の社会資源をマッチングしていく機能であることを広めていく必要があります。

指針⑥「身近なボランティア・地域活動の充実」

＜取組の評価＞

東日本大震災をきっかけに、“おたがいさま”、“ささえあい”、“つながり”の意識がこれまで以上に広がり、それらと連動してボランティアや地域活動への関心も高まり、ゴミ出しや雪かきなどの日常のちょっとしたお手伝いなどがご近所同士の関係や自治会などの組織的な活動の中で広がっています。

一方でボランティア活動者の高齢化等によって、活動の継続や新たな活動への広がりが難しい面もあり、幅広い世代の参加と活動の推進に向けたきっかけづくりなどを推進していく必要があります。



ボランティアグループの情報交換



被災者への義援金募金活動

基本目標 4 地域福祉推進のための基盤づくり

指針⑦「連携・協働による地域福祉活動の充実」

<取組の評価>

平成 25 年度から町社協と地区社協が共催し、小学校区ごとに地域福祉力UP情報交換会を開催して「地域のこと」をテーマに地域活動実践者をはじめ町役場や福祉事業所等も参加し、地域福祉活動について協議する機会や情報共有が進んでいます。

一方で多様化や複雑に絡み合った地域生活課題も増え、住民同士の支え合いだけでなく専門機関などによる福祉サービスや制度だけでは解決が難しい問題があり、分野を超えた横断的な情報共有や連携・協働へのネットワークづくりを推進していく必要があります。

指針⑧「社会福祉協議会の運営強化と財源の確保」

<取組の評価>

広報紙の毎月発行や研修・講座等の事業を通して社会福祉協議会の取組等をお知らせしていますが、ホームページやSNS等も活用し、対象に合わせた周知とともに活動の様子をわかりやすく伝えていく必要があります。

また、社会福祉協議会に対する理解を進めていくことによって、社協会費や赤い羽根共同募金等の協力を得、安定した地域福祉活動の財源確保をしていく必要があります。



地域福祉力UP情報交換会の報告会



多職種による協議の場（ワーキング）



赤い羽根共同募金運動の推進



みさと社協だより

第3章 計画の基本方針

1 基本理念（目指す地域福祉の姿）

基本理念

（目指す地域福祉の姿）

① 豊かな地域の安心へ

② さえあう手と手を繋ぎあい

③ もに築こう福祉のまち“みさと”

私たちの目指す地域福祉の姿として、子どもから大人まで年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が地域において健やかで生きがいを持ち、それぞれ尊重しあい、安心して暮らせるまちづくりを、私たち一人ひとりが主体となって進めていきます。

また、様々な関係機関や団体等と連携し、みんなで地域の福祉を話し合い、日頃から住民一人ひとりが信頼関係を築きながら、お互いに手と手を取りあって支えあい、共に「福祉のまち」を築いていくことを、町名の“み・さ・と”の言葉になぞらえて目指しています。

2 計画の体系図（基本理念・基本目標・指針）

基本理念と4つの基本目標、活動を具体化していく8つの指針を掲げ、以下の体系に基づいて、地域福祉活動を推進します。

（基本理念）

（基本目標・指針）

みづかな地域の安心へ
ささえあう手と手を繋ぎあい
ともに築こう福祉のまち”みさと”

基本目標1 安心して生活できる福祉のまちづくり

- 指針1-1 小地域福祉活動の推進
- 指針1-2 総合相談支援体制の整備

基本目標2 心のかよいあう福祉のまちづくり

- 指針2-1 学びあう「ふくし」の推進
- 指針2-2 広めあう「ふくし」の推進

基本目標3 みんなでつくる福祉のまちづくり

- 指針3-1 ボランティア・地域活動の推進
- 指針3-2 人財育成と多様なつながりの構築

基本目標4 地域福祉推進のための基盤づくり

- 指針4-1 多様な主体による地域福祉の推進
- 指針4-2 社会福祉協議会活動の充実と財源の確保

第4章 計画の具体的な取組

（１）基本目標１ 安心して生活できる福祉のまちづくり

地域の中で、誰もがかけがえのない一人として尊重され、暮らしの中で自分の生きがいや役割を持ち、お互いに支え合う小地域福祉活動の推進を目指します。

また、暮らしのあらゆる場面で起こりうる地域生活課題について、顔の見えるご近所などの身近な関係や活動の中で気づき、解決に向けて一緒に考え、各種相談支援機関等と共に解決していく総合的な相談支援体制の整備に努めます。

そして、地域全体をつなぐネットワークの中で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指します。

指針１－１ 小地域福祉活動の推進

私たち一人ひとり

- 地域の出来事に関心を持ち、地域の中の一員としてつながりを大切にしながら生活します。
- 災害などに備え、自らのいのちとくらしを守る取組みを日常の生活の中で行います。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 誰もが地域との関わりを持ちながら生活し、地域、暮らし、生きがいを共につくります。
- お茶会や季節の行事などを通して、地域の中で人と人との出会い、つながりを深める場をつくります。
- 地域になじみの薄い方々や集まり等に参加できない方々には、日常の挨拶や地域行事等を通して声をかけ、つながりあうきっかけをつくります。

小学校区域の団体、地区社協など

- 日常の小地域福祉活動の中で気づいた地域生活課題について、各種団体の役員会や定例会、地域福祉力UP情報交換会等の協議の場を活用して、解決に向けて取り組みます。
- 支援が必要な場合には、組織の中で意見やアイデアを出しあい、力を合わせてその解決に向けた支えあいの活動に主体的に取り組めます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 行政や各種福祉事業所、町社協などの専門機関は、地域福祉を推進する機関として、住民からの相談に応じ、小地域福祉活動の推進を支援します。
- 社会資源の把握とそれぞれの機関の役割や取り組みを見直すとともに、新たな社会資源の創出を町全体として検討して地域福祉の推進に向けて取り組みます。

指針 1－2 総合相談支援体制の整備

私たち一人ひとり

- 地域の中で孤立している方や困っている方を見過ごすことなく相手の立場を思いやり、あいさつや声がけなどのコミュニケーション等による緩やかな関わりを持ちながら、つながりの中で生活します。
- 一人で困りごとを抱え込まないよう、暮らしの中で安全にも配慮しながら気かけあい・見守りあいます。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 暮らしの中で気づいた困りごとは、本人の意思を大切にし、支援が必要な場合には、地域の中で支えたり身近な相談窓口へ伝え、適切な相談支援につながります。
- 一人の気づきやアイデアをみんなで受けとめて話し合い、主体的に顔の見える関係の中で小地域福祉活動に取り組みます。

小学校区域の団体、地区社協など

- それぞれの団体や組織の目的・機能を再確認し、地域福祉活動に取り組みます。
- 小地域福祉活動の中で把握した地域生活課題を地域福祉力UP情報交換会などで共有し話しあい、解決に向けて取り組みます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 行政や各種福祉事業所、町社協などの専門機関は、地域福祉を推進する主体としての役割を明確化し、地域住民と共に相談支援に努めます。
- 制度の狭間にある地域生活課題等に対して、制度やサービス、社会資源の創出なども含めて、行政と共に検討し解決に努めます。



(2) 基本目標2 心のかよいあう福祉のまちづくり

地域共生社会の実現に向けて、地域や学校、団体、企業、行政、関係機関等の多様な主体が、私たちのいのちとくらしに密接に関係する福祉の考え方や活動について、共に学びあい・育みあい・取り組んでいくとともに、美里町の自然や環境・風土等の郷土も大切にしたい福祉教育の推進を目指します。

また、様々な広報手段や集いの場、啓発の機会などを活用し、私たちの㊟だんの㊤らしが㊤あわせになるよう、世代や環境、制度、分野などを超えて互いに尊重しあい、協力しあう意識の向上に努め、心のかよいあう福祉のまちづくりを目指します。

指針2-1 学びあう「ふくし」の推進

私たち一人ひとり

- 一人ひとりが、かけがえのない一人として尊重しあい、誰もが地域で暮らし続けられるように努めます。
- 日頃からいろいろな学びや集いの機会へ関心を持ち、積極的に参画します。
- 一人ひとりが美里町の自然や環境・風土等を大切にして生活します。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 誰もが集える行事や活動などをみんなで企画・開催し、地域福祉について関心を高めます。
- 互いに気にかけてあい、つながりの中で生活することが、くらしの安心につながることを意識した学びあう機会をつくれます。

小学校区域の団体、地区社協など

- 多様な方々と出会える場、交流や体験活動などを通して、共に地域福祉について学びあい・育みあう福祉教育に取り組みます。
- いのちとくらしを大切にした防災や減災についての学びや実践に取り組みます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 分野を超えて多様な活動主体が参画し、共に地域福祉について学びあい、活動に活かします。
- 行政や専門機関などが持つ多様な知識・技術などの専門性を活かし、地域の学びの場に貢献します。

指針 2-2 広めあう「ふくし」の推進

私たち一人ひとり

- 日頃からいろいろな学びや集いの機会へ関心を持ち、積極的に参画します。
- ふくしと暮らしについて関心を持ち、家族やご近所などの身近な範囲の中で話題とし、広めあいます。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 地域のことやふくしについて考え、話し合える場をつくり、地域福祉について関心を高めます。
- 地域の中で暮らしを支えるお互いさまの関係づくりを広めあいます。
- ふくしと暮らしの理解を深める情報について広報紙をはじめ多様な手段で発信します。

小学校区域の団体、地区社協など

- ふくしと暮らしの理解を深める情報について、広報紙をはじめ多様な手段で発信します。
- 他の組織や地域の取組を学びあい、自らの地域活動に合わせて取り入れるなどして広めあいます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 身近な暮らしに関わることや社会福祉について、広報紙やインターネット(ホームページ・SNS)など多様な手段によってわかりやすく広報します。
- 行政や専門機関などが持つ多様な知識・技術などの専門性を活かし、地域の福祉活動支援に取り組みます。
- 地域福祉活動計画の理念や取組について多様な機会を通して広めます。



(3) 基本目標3 みんなでつくる福祉のまちづくり

ふだんの暮らしの中で住民一人ひとりが関わりあう機会を多く持ち、そこから気づいた想いやニーズに対応していくボランティア・地域活動の推進を目指します。

また、福祉分野を超えて多様な主体と協働しながら、みんなが持っているチカラを発揮し活躍できるよう、地域の暮らしを支えるきめ細やかなネットワークの構築を図ります。

そして、お互いさまの関係性など、多様なつながりや強み・特性を活かしあえる関係づくりを意図的に推進し、一人ひとりが地域づくりの担い手となる人財育成に努め、みんなでつくる福祉のまちづくりを目指します。

指針3-1 ボランティア・地域活動の推進

私たち一人ひとり

- 相手の思いに配慮し、一人ひとりが得意なことや役割を発揮して自分のできる範囲で支えあいながら生活します。
- ボランティアや地域活動に関心を持ち、一歩踏み出して行動します。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 地域行事などに、みんなが主体的に参画できるきっかけをつくり、一人ひとりが自分の得意なことを発揮できる機会をつくります。
- ボランティア・地域活動を身近なものとして捉え、地域の人々が話し合い、取り組みます。
- 地域行事などの目的や意義をみんなでき確認しながら、一つひとつの取り組みを大切に積み重ね未来へつなぎます。

小学校区域の団体、地区社協など

- 地域福祉力UP情報交換会や見守りあい会議などの地域のことを話しあう機会へ、積極的に参画します。
- 団体やグループ等の強みを認め合い、活かして協働し、多様な課題へ柔軟に取り組みます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 組織のメリットを活かして、地域課題等の把握に努め、各種講座や研修会、体験学習等を通してボランティアや地域活動の理解・啓発を推進します。
- それぞれの活動主体の特性を尊重しながら、社協ボランティアセンターを中心に地域生活課題等と活動者・団体等の社会資源をつなぎ、活動を支援します。
- 災害等を見据え、町域を越えた広域的な連携と協働活動の輪を広げていきます。

指針 3-2 人財育成と多様なつながりの推進

私たち一人ひとり

- 地域の出来事に関心を持ち、地域の中の一員としてつながりを大切にしながら生活します。
- あいさつや声がけなどのコミュニケーションが、地域をつなぐネットワークの土台であることを意識し、地域行事などへ関心をもって参画します。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 地域行事などに、みんなが主体的に参画し、つながりあえる機会をつくります。
- 地域行事などの目的や意義をみんなでも確認しながら、一つひとつの取り組みを大切に積み重ね未来へつなぎます。

小学校区域の団体、地区社協など

- 他の組織や地域の取組を学びあい、自らの地域活動に合わせて取り入れるなどして、ふくしの輪や活動の担い手を広げていきます。
- 小地域福祉活動の中で把握した地域生活課題を地域福祉力UP情報交換会などで共有し話しあい、解決に向けて取り組みます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 個人、専門職、事業所・企業などの多様な主体がつながりあい、それぞれが持つ強みを活かし、協働して地域福祉活動に取り組みます。
- 町域の団体として福祉の人財育成と確保、環境の充実に向けて取り組みます。



（４）基本目標４ 地域福祉推進のための基盤づくり

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）やボランティア組織、福祉団体、美里町社会福祉協議会（以下「美里町社協」という。）、行政などをはじめとする関係機関だけではなく、福祉分野を超えた多様な主体とネットワークの強化を図ります。

また、美里町社協は地域福祉の中核として、それぞれの役割や特性を活かした活動しやすいエリアによる基盤づくりと、連携・協働による地域福祉の推進を目指します。

そして、地域生活課題の現状や地域福祉の動向を踏まえ、美里町社協は事業の見直しや新規並びに連携・協働事業等の検討を行い、効果的な事業推進とあわせて、住民一人ひとりをはじめ企業・団体等へ社協会費や赤い羽根共同募金運動等への理解促進に努め、地域福祉活動の財源確保を目指します。

指針４－１ 多様な主体による地域福祉の推進

私たち一人ひとり

- 地域の出来事に関心を持ち、地域の中の一員としてつながりを大切にしながら生活します。
- 活動の支援や募金、寄付等によってボランティアや地域活動に協力します。
- 行政区や自治会、子ども会・PTA、老人クラブなどの地域活動に誘い合って積極的に参加します。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 集会所などは地域活動の拠点と捉え、隣近所のお茶のみや趣味活動などの気軽に人が集まる場としてみんなで活用し、多様な活動に取り組みます。
- 一つひとつの取り組みを大切に積み重ね未来へつなぎます。
- 福祉活動推進員等の地域活動実践者は、行政区長や民生委員等とお互いに連携しながら、小地域福祉活動に取り組みます。

小学校区域の団体、地区社協など

- 地区社協や団体・グループ等の特性を活かしあいながら協働し、地域福祉活動の基盤整備に努めます。
- 行政や町社協、事業所等と共に地域福祉力UP情報交換会などの話し合いを重ね、広報紙などを活用して地域全体で情報共有し、地域活動や地域生活課題の解決に向けて取り組みます。

町域の団体、事業所、町社協など

- 地域福祉力UP情報交換会や分野を超えた専門職などとの話し合いを重ね、広報紙などを活用して地域全体で情報共有し、地域活動や地域生活課題の解決に努めます。
- 制度の狭間にある課題等に対して、社会福祉法人の責務を果たし、制度やサービス創出等を含め、行政と共に検討し解決に努めます。
- 地域福祉計画、地域福祉活動計画などを基に、計画的に地域福祉の推進に取り組みます。

指針 4－2 社会福祉協議会活動の充実と財源の確保

私たち一人ひとり

- 地域の出来事に関心を持ち、地域行事をはじめ地区社協や町社協の事業に積極的に参画します。
- 社協会費や共同募金、寄付などを通して地域活動に参画します。

隣近所・行政区・自治会・町内会など

- 社協会費や共同募金、寄付が地域の福祉活動を支えていることについて、福祉活動推進員や行政区長、民生委員等の地域の活動実践者より、地域住民にわかりやすく伝え、賛同者を増やします。
- 地域生活課題に応じて、財源(社協会費・共同募金など)を有効活用して小地域福祉活動の充実に取り組みます。

小学校区域の団体、地区社協など

- 区域の諸団体の取組を学びあい、自らの地域活動に合わせて取り入れるなどして、ふくしの輪や活動の担い手を広げていきます。
- 小地域福祉活動の中で把握した地域生活課題を地域福祉力UP情報交換会などで共有し話しあい、解決に向けて取り組みます。
- 地域生活課題に応じて、財源(社協会費・共同募金など)を有効活用して小地域福祉活動を支援します。

町域の団体、事業所、町社協など

- 町社協の運営について適正な評価と見直しを行い、効果的な地域福祉の推進と財源(社協会費・共同募金など)の確保に努めます。
- 地域住民一人ひとりや企業、団体等に対し、社協会費や共同募金、寄付が地域の福祉活動を支えていることをわかりやすく伝え、賛同者を増やします。



2 美里町社会福祉協議会の事業一覧と年次計画

検討期間  実施期間  強化期間  受託事業(町又は県社協): ★

事業の区分・名称		年次計画			備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1. 安心して生活できる福祉のまちづくり					
1-1 小地域福祉活動の推進					
1	安心生活支援事業(あんしんネットワーク)				
2	小地域福祉活動支援事業				
3	新たな小地域福祉・生活支援活動				
4	生活支援体制整備事業	★	★	★	
	①生活支援体制整備協議会の運営				
	②情報誌「おげんきですか。」の発行				
	③子ども向け生活支援体験 ぐらしの手伝い隊				
5	介護予防事業 みさと元気塾	★	★	★	
6	介護予防啓発の地域支援(みさとラジオ体操)				
1-2 総合相談支援体制の整備					
7	ふくし総合相談事業				
	①ふくしなんでも相談				
	②生活相談				
	③無料法律相談				
	④多様な移動相談支援窓口の開設				
8	要配慮者のつながりの再構築(サロン等)				
9	低利資金貸付・生活支援事業				
	①生活安定資金				
	②生活福祉資金	★	★	★	
	③配食サービス	★	★	★	
	④外出支援事業	★	★	★	
	⑤フードバンク				
	⑥要配慮者支援事業(歳末たすけあい)				
	⑦介護機器の短期貸与事業				

事業の区分・名称		年次計画			備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
10	権利擁護事業				
	①日常生活自立支援事業まもりーぶ	★	★	★	
	②成年後見事業の検討(法人後見等)				
11	当事者交流事業				
	①一人暮らし高齢者交流事業さくら会				
	②障害者児者交流事業				
	③ひとり親家庭交流事業おひさまの会				
	④敬老を祝う会	★	★	★	
12	地域の安全確保事業				
13	まごころメッセージ事業				

2. 心のかよいあう福祉のまちづくり

2-1 学びあう「ふくし」の推進

14	地域福祉笑楽校(相談支援・出前講座)				
15	福祉教育推進事業まなびねっと (相談支援・出前講座)				
16	町民福祉講座				

2-2 広めあう「ふくし」の推進

17	福祉教育サポーターのフォローアップ				
18	福祉に関する情報発信				
	①社協だよりの発行(一般、子ども向け)				
	②インターネットによる発信(HP・SNS等)				
	③声の広報事業				

3. みんなでつくる福祉のまちづくり

3-1 ボランティア・地域活動の推進

19	くらしのサポーター(仮称)養成講座				
20	相談窓口と情報収集・発信				
	①ボランティアの活動相談・登録・調整				
	②ボランティアニーズの把握・支援調整				
	③ボランティア保険の相談・加入窓口等				
21	ボランティア・地域活動の支援				
22	ボランティアグループ等情報交換・交流会				

事業の区分・名称		年次計画			備考
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
3-2 人財育成と多様なつながりの推進					
23	ボランティア講座				
24	社協事業協力者交流会おむすびの会				
25	福祉の人材連携・協働研修事業				
26	こころのよせあい運動(フードバンク等寄付、プルタブ・使用済切手等の収集推進)				
4. 地域福祉推進のための基盤づくり					
4-1 多様な主体による地域福祉の推進					
27	地区社協活動の支援				
	①地区社協活動の支援、連絡協議会の開催				
	②地域福祉力UP情報交換会				
28	多職種連携ワーキング				
29	福祉団体の活動支援とパートナーシップ				
4-2 社会福祉協議会活動の充実と財源の確保					
30	社会福祉協議会活動の充実				
	①社会福祉協議会組織・事務局体制の強化				
	②理事会、監事会、評議員会の運営				
	③部会(総務・地域福祉)の運営				
	④社会福祉法人の公益的な取組				
	⑤災害に備えた体制と備蓄品等の整備				
	⑥役員・職員研修				
31	社会福祉協議会の財源確保				
	①地域福祉推進のための財源確保				
	②社協会費の加入促進				
	③赤い羽根共同募金運動				
32	地域福祉活動計画の推進、 地域福祉推進委員会(仮称)の運営				
33	駅東地域交流センターの指定管理と運営				
	①コミュニティセンター運営協議会				
	②施設管理・貸館業務、生涯学習事業				

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知・啓発

地域福祉の推進は、美里町に関わるすべての人々が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

そのため、本活動計画で示した基本理念や取組について、美里町社会福祉協議会は住民へ広く周知を図り、地域における主体的な活動を推進します。

また、美里町社会福祉協議会の広報紙やホームページ、各種事業などを通じて、本活動計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

(2) 計画の推進と進捗の確認

計画の推進にあたっては、本活動計画の策定委員会を中心とした「地域福祉推進委員会（仮称）」を設置し、社会情勢の変化や国の福祉制度改革の動向、住民の地域生活課題へ柔軟に対応するため、美里町地域福祉計画や関係計画とも連携しながら、住民をはじめ行政、関係機関・団体等とともに活動を推進していきます。

また、地域福祉力UP情報交換会や各種事業等を活用して住民等の声を聴き、「地域福祉推進委員会（仮称）」を中心として年度毎に進捗の確認を行い、必要に応じて計画を見直すなど、地域の実情に即した活動の展開を図ります。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
計 画 策 定					
推 進 期 間					
進 捗 確 認					
	計画見直し		必要に応じて見直し		

2 活動主体に期待される役割

地域福祉の推進にあたっては、住民をはじめ社会福祉事業を行なう社会福祉協議会や企業・事業所、ボランティアや福祉団体などの社会福祉関係者、関係機関、行政などの多様な主体が連携し、それぞれの役割を担い、一体となって協働で地域福祉を推進する必要があります。

この考えは、美里町地域福祉計画にも示されており、地域福祉の推進において最も大切な考えとなり、本活動計画においても共有するものです。

(1) 私たち一人ひとり

私たち一人ひとりが地域や福祉に対する認識や理解を深め、地域の一員であるという自覚を持ち、共に支え合う意識を持って生活することが大切です。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ち、地域活動や行政施策への自主的な参加が期待されています。

(2) 地域活動団体（自治会・区会等）・ボランティア など

地域活動団体やボランティアは、私たちの暮らしをより良いものにしていくため自主的に組織化し、または個人として活動をしているほか、行政やサービス提供事業者では十分に対応することが難しい社会的ニーズに柔軟性を持って速やかに対応し、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会をつくっていくための役割を担っています。

地域のつながりが希薄になるなかで、地域活動やボランティア活動などに参加することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりに大きな力を発揮することが期待されています。

(3) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、小地域（小学校区や慣行上の地域区分）を単位として町内全域に 16 組織され、地域住民や自治会・区会、民生委員、ボランティアなどの幅広い参加と協力を得て活動する住民組織です。

地域生活課題の予防と解決に向けた話し合いなどを行う協議会としての役割と、気かけあう見守りあい活動やお茶のみ会などのサロン活動を通して、住民同士のつながりづくりや、そこから発展した支え合いによる小地域福祉活動の推進を意図的に進めていくことが大切です。

また、地域の諸団体やボランティア、町社協、町役場などの行政機関等と連携しながら、組織的な活動を推進していくことが期待されています。

（４）専門職、事業所、NPO法人、企業 など

福祉・介護施設や医療機関、法律事務所などの専門的な知識・技術を有する事業所やNPO法人、企業、またその職員（専門職）は、子どもから高齢者、障害のある方など、それぞれの利用対象者が持つチカラを発揮できるよう必要な支援やサービス提供を行っており、地域のくらしを支える貴重な社会資源です。

そこで、それぞれの持つ知識・技術などの専門性を地域へ提供し、協働していくこと（見守りのネットワークや研修・サロン等への講師協力など）をはじめ、多職種や事業所、NPO法人、企業同士の連携によって地域福祉を推進していくことが期待されています。

（５）美里町社会福祉協議会

美里町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として地域住民をはじめ地域活動団体・ボランティア、社会福祉の関係者や行政などの参加・協力を得て、住民主体による地域福祉活動を推進する中核的な役割を担う民間組織です。

そのため、本活動計画を推進していくうえで住民主体の理念に基づき、住民同士の互助・共助の力を高めていくとともに、地域生活課題の解決に向けて取り組む組織として非常に大きな役割を担っています。

そこで、地域の中の多様な生活課題を受け止める総合相談支援体制と、地域のつながりの再構築を進めながら一人ひとりのくらしを支える生活支援体制の整備に努めていく必要があります。

また、公共性・公益性の高い民間非営利組織として、行政とのパートナーシップのもと、様々な関係諸機関・団体等のネットワークを構築し、地域福祉を連携・協働して推進していくことが期待されています。

（６）行政機関

行政は、住民のニーズを的確に把握するとともに、地域特性などを踏まえ、適切なサービスの提供とともに地域の保健・医療・福祉に関する総合的な施策の推進を図る役割を担っています。

そこで、国等の動きを踏まえ、地域包括ケアシステムなどを着実に進めながら、支援体制の適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けて、検討を進めていくことが期待されています。

また、地域福祉を推進する多様な団体等を積極的に支援する役割を担うことが必要であり、特に地域福祉推進の中核的担い手として位置づけられている社会福祉協議会と一体となって地域福祉を進めていくことが期待されています。

資 料 編

1 策定経過

(策定期間：平成 29 年 7 月～平成 31 年 1 月)

(1) 策定委員会

開催日時	内容	備考
平成 29 年 7 月 21 日	第 1 回策定委員会	○委嘱状の交付・委員紹介 ○研修 ①地域福祉計画と地域福祉活動計画による一体的な福祉のまちづくりに向けて ②第 1 期美里町地域福祉計画の概要について ③第 2 次美里町地域福祉活動計画の概要について ○協議事項 ①委員長 1 名・副委員長 1 名の選任について ②部会の設置と構成について ③策定までのスケジュールについて
平成 30 年 2 月 27 日	第 2 回策定委員会	○報告 ①策定委員会・部会・ワーキングチーム開催状況 ②これまでの 4 部会の協議結果 ○協議事項 ①4 部会ごとに基本目標が目指す姿の共有 (ワークショップ) ②平成 30 年度のスケジュールについて
6 月 20 日	第 3 回策定委員会	○報告 ①前年度までの振り返り ○協議事項 ①計画の骨子と構成について ②4 部会ごとに基本目標が目指す姿の共有
12 月 18 日	第 4 回策定委員会 (第 3 回多職種連携ワーキング合同会議)	○報告 ①ワーキングチームの開催状況 ②4 部会の開催状況 ○協議事項 ①第 3 次計画の素案について ②今後のスケジュールについて
平成 31 年 1 月 22 日	第 5 回策定委員会	○協議事項 ①第 3 次計画の素案について ②次回策定委員会の日程と答申について
1 月 31 日	第 6 回策定委員会	○協議事項 ①第 3 次計画の最終確認について ○答申 (美里町社会福祉協議会長へ)

(2) 4 部会

①安心して生活できる福祉のまちづくり部会

開催日時	内容	備考
平成 29 年 11 月 30 日	第 1 回安心して生活できる 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 1 回策定委員会概要 ②第 1 回ワーキングチーム概要 ○協議事項 ①部会長の選任について ②第 2 次計画による現状と課題、取組について ③目標 1 に対する現状と地域生活課題について ④今後の部会スケジュールについて
12 月 21 日	第 2 回安心して生活できる 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 1 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 1 に対する現状と地域生活課題について ②今後の部会スケジュールについて
平成 30 年 1 月 9 日	第 3 回安心して生活できる 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 2 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 1 に対する現状と地域生活課題のまとめ ②今後の部会スケジュールについて
7 月 19 日	第 4 回安心して生活できる 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 3 回策定委員会概要 ○協議事項 ①安心して生活できる福祉のまちづくりとは (目標が目指す姿)
10 月 11 日	第 5 回安心して生活できる 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 4 回部会の振り返り ②第 2 回多職種連携ワーキングについて ○協議事項 ①目標 1 に対する地域生活課題 ②課題解決・予防策への具体的な取組



②心のかよいあう福祉のまちづくり部会

開催日時	内容	備考
平成 29 年 11 月 27 日	第 1 回心のかよいあう 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 1 回策定委員会概要 ②第 1 回ワーキングチーム概要 ○協議事項 ①部会長の選任について ②第 2 次計画による現状と課題、取組について ③目標 2 に対する現状と地域生活課題について ④今後の部会スケジュールについて
12 月 25 日	第 2 回心のかよいあう 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 1 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 2 に対する現状と地域生活課題について ②今後の部会スケジュールについて
平成 30 年 1 月 18 日	第 3 回心のかよいあう 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 2 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 2 に対する現状と地域生活課題のまとめ ②今後の部会スケジュールについて
7 月 17 日	第 4 回心のかよいあう 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 3 回策定委員会概要 ○協議事項 ①心のかよいあう福祉のまちづくりとは (目標が目指す姿)
9 月 27 日	第 5 回心のかよいあう 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 4 回部会の振り返り ②第 2 回多職種連携ワーキングについて ○協議事項 ①目標 2 に対する地域生活課題 ②課題解決・予防策への具体的な取組



③誰もが参加しやすい福祉のまちづくり部会

開催日時	内容	備考
平成 29 年 12 月 6 日	第 1 回誰もが参加しやすい 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 1 回策定委員会概要 ②第 1 回ワーキングチーム概要 ○協議事項 ①部会長の選任について ②第 2 次計画による現状と課題、取組について ③目標 3 に対する現状と地域生活課題について ④今後の部会スケジュールについて
12 月 22 日	第 2 回誰もが参加しやすい 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 1 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 3 に対する現状と地域生活課題について ②今後の部会スケジュールについて
平成 30 年 1 月 16 日	第 3 回誰もが参加しやすい 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 2 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 3 に対する現状と地域生活課題のまとめ ②今後の部会スケジュールについて
7 月 19 日	第 4 回誰もが参加しやすい 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 3 回策定委員会概要 ○協議事項 ①誰もが参加しやすい福祉のまちづくりとは (目標が目指す姿)
10 月 9 日	第 5 回誰もが参加しやすい 福祉のまちづくり部会	○報告 ①第 4 回部会の振り返り ②第 2 回多職種連携ワーキングについて ○協議事項 ①目標 3 に対する地域生活課題 ②課題解決・予防策への具体的な取組



④地域福祉推進のための基盤づくり部会

開催日時	内容	備考
平成 30 年 1 月 11 日	第 1 回地域福祉推進のための 基盤づくり部会	○報告 ①第 1 回策定委員会概要 ②第 1 回ワーキングチーム概要 ○協議事項 ①部会長の選任について ②第 2 次計画による現状と課題、取組について ③目標 4 に対する現状と地域生活課題について ④今後の部会スケジュールについて
1 月 30 日	第 2 回地域福祉推進のための 基盤づくり部会	○報告 ①第 1 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 4 に対する現状と地域生活課題について ②今後の部会スケジュールについて
2 月 19 日	第 3 回地域福祉推進のための 基盤づくり部会	○報告 ①第 2 回部会の振り返り ○協議事項 ①目標 4 に対する現状と地域生活課題のまとめ ②今後の部会スケジュールについて
7 月 17 日	第 4 回地域福祉推進のための 基盤づくり部会	○報告 ①第 3 回策定委員会概要 ○協議事項 ①地域福祉推進のための基盤づくりとは (目標が目指す姿)
10 月 10 日	第 5 回地域福祉推進のための 基盤づくり部会	○報告 ①第 4 回部会の振り返り ②第 2 回多職種連携ワーキングについて ○協議事項 ①目標 4 に対する地域生活課題 ②課題解決・予防策への具体的な取組



(3) ワーキングチーム

開催日時	内容	備考
平成 29 年 8 月 7 日	第 1 回ワーキングチーム	○ワーキングチーム趣旨説明 ○研修 多職種連携による情報共有と地域・仕組みづくり に向けて ○ワークショップ 事例検討から多職種の連携・協働を検討
平成 30 年 7 月 19 日 ～7 月 30 日	美里町における地域生活課題 などに関するアンケート調査 (13 事業所、町役場 5 課 8 係)	○町民のくらしにかかる主な課題 ○地域共生社会の実現に向けて今後取り組んでい くことが必要なこと
8 月 3 日	第 2 回ワーキングチーム	○報告 ①第 3 次地域福祉活動計画策定の進捗状況 ②生活支援体制整備事業について ③地域生活課題に関する事前アンケートまとめ ○協議 ①事前アンケートを基に地域生活課題等の情報共有 ②課題解決に向けた今後の取組の方向性と予防 策など
12 月 18 日	第 3 回ワーキングチーム (第 4 回策定委員会合同開催)	○報告 ①ワーキングチームの開催状況 ②4 部会の開催状況 ○協議事項 ①第 3 次計画の素案について ②今後のスケジュールについて



2 策定委員会

(1) 第3次美里町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人美里町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が策定した第2次美里町地域福祉活動計画（以下「第2次計画」という。）の進捗状況の確認と地域の現状を把握し、新たに第3次美里町地域福祉活動計画（以下「第3次計画」という。）を策定するため、第3次美里町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、本会会長の諮問に応え、第3次計画の策定にあたり、専門的見地から調査・検討を行い、その結果を報告するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は35名以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動実践者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健福祉機関等担当者
- (4) 宮城県社会福祉協議会地域福祉部担当者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の経営及び地域福祉事業に関心があり、本会会長が委嘱することが必要と認めた者。

2 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、委員を委嘱した日から計画を策定した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(部会の設置)

第6条 委員会のもとに部会を設け、部会は委員で構成し、委員長が決定する。

- 2 部会に部会長1名を置き、部会員の互選によって選出する。

- 3 部会は必要に応じて部会長が招集し、会議の議長となる。
- 4 部会は委員会に必要な事項を調査及びその他各種の研究を行い、委員会へ報告するものとする。
- 5 部会長が必要と認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(ワーキングチームの設置)

第7条 部会のもとにワーキングチームを設け、その構成員は本会職員とする。

- 2 ワーキングチームは部会に必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行い、部会へ報告するものとする。
- 3 ワーキングチームに必要に応じて本会職員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(費用弁償)

第8条 第3次計画の策定にあたり、委員等が会議に出席したときは本会の役職員等給与等支給規程により、費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会及び部会、ワーキングチームの庶務は、本会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、第3次計画の策定に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第5条第1項の規定にかかわらず本会会長が招集する。

(2) 策定委員会名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	所属	部会	備考
1	黒沼 篤司	美里町民生委員児童委員協議会	①	委員長
2	横山日出世	地区社会福祉協議会連絡協議会	② 部会長	
3	小野 俊次	美里町行政区長会	④ 部会長	
4	佐々木文子	ボランティア団体・グループ代表	③ 部会長	
5	佐藤 俊幸	美里町役場健康福祉課	④	
6	渡辺 克也	美里町役場長寿支援課	①	
7	鈴木 正樹	社会福祉事業に識見を有する者	④	
8	大柳 幸造	小牛田地区社会福祉協議会	①	
9	中村 裕司	不動堂地区社会福祉協議会	③	
10	遠藤とし子	北浦地区社会福祉協議会	④	
11	大石 利雄	中埜地区社会福祉協議会	②	
12	遠藤 賢一	青生地区社会福祉協議会	③	
13	岡本 勝恵	南郷4地区社協(和多田沼・鳥谷坂・福ヶ袋・練牛)	②	
14	辺見 福	南郷3地区社協(赤谷・大柳・木間塚)	④	
15	木村 岑	南郷4地区社協(上二郷・中二郷・下二郷・小島)	① 部会長	
16	渡邊公太郎	小牛田地区民生委員児童委員協議会	②	
17	角田フミコ	不動堂地区民生委員児童委員協議会	④	
18	佐々木悦子	北浦地区民生委員児童委員協議会	①	
19	戸部 成子	中埜地区民生委員児童委員協議会	③	
20	白鳥 瑞子	青生地区民生委員児童委員協議会	②	
21	木村 明子	南郷地区民生委員児童委員協議会	③	
22	鈴木 潤一	南郷地域赤十字奉仕団	③	
23	松田 正敏	美里町老人クラブ連合会	②	
24	石川 芳民	美里町障害者福祉協会	②	
25	高橋 章一	美里町役場まちづくり推進課	③	
26	栗野トシ子	美里町地域婦人会連絡協議会	③	副委員長
27	佐々木義夫	美里町生活支援体制整備協議会	①	
28	吉城麻衣子	美里町基幹相談支援センター	①	
29	成澤 明子	学識経験者	②	
30	瀬川 隆広	株式会社瀬川勝雄商店(法人会員・フードバンク協力事業所)	④	
31	鈴木 絢子	あじさい法律事務所	①	
32	豊田 正利	東北文化学園大学 医療福祉学部保健福祉学科	④	
33	西塚 国彦	宮城県社会福祉協議会 地域福祉部	①	

※部会表記

①…安心して生活できる福祉のまちづくり部会 9 名	②…心のかよいあう福祉のまちづくり部会 8 名
③…誰もが参加しやすい福祉のまちづくり部会 8 名	④…地域福祉推進のための基盤づくり部会 8 名

3 美里町社会福祉概況調べ(平成20年4月～平成30年4月までの推移)

(宮城県・宮城県住宅供給公社・美里町から情報提供)

No.	区 分	平成30年4月1日現在	H29.4.1現在	H28.4.1現在	H27.4.1現在	H26.4.1現在	H25.4.1現在	H24.4.1現在	H23.4.1現在	H22.4.1現在	H21.4.1現在	H20.4.1現在	
1	総人口	24,656人(男 11,985人、女 12,671人)	24,834人	25,068人	25,227人	25,207人	25,273人	25,282人	25,450人	25,592人	25,885人	26,091人	
2	年少人口(0～14歳)	2,776人(15歳未満)	11.3%	11.3%	11.5%	11.4%	11.3%	11.4%	11.5%	11.5%	11.8%	11.7%	
3	生産年齢人口(15～64歳)	13,586人											
4	総世帯	9,036世帯	9,010世帯	8,992世帯	8,887世帯	8,754世帯	8,657世帯	8,540世帯	8,463世帯	8,418世帯	8,408世帯	8,349世帯	
5	国民健康保険世帯	3,548世帯	3,674世帯	3,819世帯	3,955世帯	3,953世帯	4,029世帯	4,089世帯	4,069世帯	4,136世帯	4,195世帯	4,212世帯(後掲高齢者医療制度開始)	
6	生活保護世帯	164世帯	151世帯	151世帯	141世帯	153世帯	149世帯	162世帯	143世帯	115世帯	105世帯	104世帯	
7	準要保護世帯(就学援助費受給世帯数)	141世帯	141世帯	149世帯	170世帯	150世帯	163世帯	164世帯	174世帯	120世帯	120世帯	111世帯	
8	身体障害者手帳保持者	1,055人	1,075人	1,093人	1,097人	1,106人	1,119人	1,084人	1,093人	1,086人	1,058人	1,027人	
9	療育手帳保持者(町外施設入所者含む)	214人	207人	219人	209人	202人	194人	174人	174人	171人	167人	154人	
10	精神保健福祉手帳保持者	160人	139人	124人	115人	110人	90人	84人	76人	67人	69人	61人	
11	母子・父子医療費助成受給世帯	247世帯	261世帯	270世帯	264世帯	263世帯	239世帯	237世帯	203世帯	198世帯	186世帯	182世帯	
12	児童扶養手当該当件数	233件	248件	260件	241件	249件	242件	226件	222件	194件	181件	172件	
13	特別児童扶養手当該当件数	45件	41件	42件	43件	41件	38件	38件	36件	32件	29件	33件	
14	特別障害者手当該当件数	40件	43件	37件	31件	34件	29件	33件	42件	32件	28件	30件	
15	障害児福祉手当該当件数	12件	9件	9件	9件	9件	9件	6件	6件	7件	7件	8件	
16	高齢者人口	8,283人(人口比率33.6%) 4,225人(人口比率17.1%)	65歳以上 75歳以上	8,130人(人口比率32.7%) 4,222人(人口比率17.0%)	7,973人(人口比31.9%) 4,177人(人口比16.7%)	7,748人(人口比30.7%) 4,150人(人口比16.5%)	7,493人(人口比29.7%) 4,144人(人口比16.4%)	7,303人(人口比29.0%) 4,136人(人口比16.4%)	7,155人(人口比28.3%) 4,051人(人口比16.0%)	7,141人(人口比28.1%) 4,035人(人口比15.9%)	7,169人(人口比28.0%) 3,965人(人口比15.5%)	7,151人(人口比27.6%) 3,882人(人口比15.0%)	7,011人(人口比26.9%) 3,748人(人口比14.4%)
17	一人暮らし高齢者	1,301人	65歳以上単身世帯	1,309人	1,070人	1,011人	954人	909人	859人	831人	802人	768人	716人
18	在宅ねたきり高齢者	541人	B1以上※	501人	509人	483人	477	323人	508人	483人	445人	399人	385人
19	在宅認知症高齢者	928人	Ⅱa以上※	830人	818人	840人	759	702人	692人	697人	701人	637人	611人
20	緊急通報システム利用者	49人		50人	50人	51人	59人	59人	71人	73人	73人	74人	
21	介護保険・介護認定者	1,449人		1,419人	1,427人	1,367人	1,322人	1,278人	1,233人	1,220人	1,207人	1,178人	1,147人
22	介護保険認定審査件数	1,600件	見込み	1,580件	1,567件	1,600件	1,520件	1,525件	1,650件	1,610件	1,596件	1,477件	1,456件
23	居宅介護サービスケアプラン作成件数	797件(利用率55.0%)		894件	829件	865件	832件	779件	717件	735件	691件	647件	612件
24	介護保険料(基準月額)	5,900円		5,600円	5600円	5,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,600円	3,700円
25	出生者(当該年度4～3月)	136人	男 70人、女 66人	134人	166人	148人	147人	147人	141人	161人	152人	155人	165人
26	保育所入所者	194人	小牛田 148人 なんごう 46人	206人	192人	186人	182人	174人	179人	179人	172人	164人	158人
27	保育所持機者	38人		35人									
28	県立聴覚支援学校小牛田校生徒	13人	幼稚部6人 小学部7人	11人	13人	13人	14人	10人	11人	12人	15人	16人	11人
29	幼稚園児	404人	こごた 132人 ふどうどう 189人 なんごう 83人	439人	436人	439人	436人	424人	H24.12月 428人 小牛田・北浦・中埜幼稚園閉園 H25.1月 こごた幼稚園開園	426人	H22.3月 434人 不動堂・青生幼稚園 H22.4月 ふどうどう幼稚園開園	448人	434人
30	小学校児童、中学校生徒	総数 1,726人 (人口比 7.0%)	小牛田小 141人 不動堂小 426人 北浦小 152人 中埜小 104人 青生小 92人 南郷小 240人 小牛田中 233人 不動堂中 223人 南郷中 115人	総数1,736人 (人口比 7.0%)	総数1,779人 (人口比7.1%)	総数1,796人 (人口比7.1%)	総数1,806人 (人口比7.2%)	総数1,832人 (人口比7.2%)	総数1,848人 (人口比7.3%)	総数1,888人 (人口比7.4%)	総数1,918人 (人口比7.5%)	総数1,946人 (人口比7.5%)	総数1,964人 (人口比7.5%)
31	県立支援学校小牛田高等学園生徒	65人		62人	65人	62人	60人	57人	52人	49人	46人	46人	47人
32	高等学校生徒	786人	小牛田農林高 595人 南郷高 191人	786人	775人	775人	780人	781人	780人	788人	797人	787人	766人
33	行政区長	66人		66人	66人	65人	65人	65人	64人	64人	64人	64人	64人
34	民生委員児童委員	55人		55人	55人	55人	55人	55人	55人	54人	54人	54人	54人
35	主任児童委員	3人		3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人
36	人権擁護委員	6人		6人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	6人
37	保護司	14人		14人	14人	14人	11人	12人	12人	12人	13人	13人	13人
38	老人クラブ	15クラブ(小10、南5)		15クラブ(小10、南5)	15クラブ(小10、南5)	16クラブ(小11、南5)	17クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ	19クラブ	23クラブ	27クラブ
39	地区社会福祉協議会	16地区社協(小5、南11)		16地区社協(小5、南11)	16地区社協(小5、南11)	16地区社協(小5、南11)	16地区社協(小5、南13)	16地区社協(小5、南14)	16地区社協(小5、南15)	16地区社協(小5、南16)	16地区社協(小5、南17)	16地区社協(小5、南18)	16地区社協(小5、南19)
40	公営住宅入居世帯	町営・復興住宅 276世帯入居 県営住宅 90世帯入居	356戸 112戸										

※在宅ねたきり高齢者B1…日常生活の自立度(ねたきり度)のことで、4段階のなかで中程度以上。 ※在宅認知症高齢者Ⅱa…認知症高齢者の日常生活の自立度のことで、9段階のなかで中程度以下。

4 地域福祉にかかる現状 第1期美里町地域福祉計画(H29年3月策定から引用)

(1) 地域で支援を必要とする人の動向

①子育て

本町における近年の出生者数は、平成24年に137人と大きく減少していますが、概ね150～160人で推移しています。

こうしたなかで、保育所児童数、幼稚園児童数の推移をみると、保育所児童数は増加しており、幼稚園児童数は430人から435人程度で推移しています。

②高齢者（要介護認定者・認知症高齢者）

高齢化が進むなかで、本町の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成27年度末現在で1,404人（※高齢者に占める割合17.8%）に達しています。

今後も高齢者数は増加すると見込まれ、それに伴い要介護（要支援）認定者数も増加していくと見込まれます。

認知症高齢者は増加傾向にあり、平成27年の認知症高齢者は、818人と平成23年より1.7倍に増加し、高齢者の1割（10.3%）を占めています。

③障がいのある人

本町に在住する障がい者数（手帳交付者）は、平成27年度末現在1,439人、総人口の5.8%を占めています。障がい種別についてみると、身体障がい者が障がい者全体の76.0%を占めています。

手帳交付者数は年々増加しており、平成27年度末現在、身体障害者手帳交付者が1,093人、療育手帳（知的障害者の手帳）交付者が222人となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が124人という状況です。

④生活保護者

生活保護法に基づき、何らかの事情により真に生活に困った場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護を、平成27年度末現在、146世帯、193名を対象に実施しています。

⑤虐待相談・通報件数の推移

町内において、虐待について相談・通報があった件数は、各年において異なりますが、子どもに関する件数が特に多くなっています。

(2) 地域の支援体制の現状

①社会福祉協議会の活動

地域に根ざした福祉活動において、美里町社会福祉協議会は、中核的な枠割を担う団体として位置づけられています。

その活動は、地域における生活課題等の予防や発見、解決に向けて、住民同士の顔が見える日

常生活圏で行われる様々な福祉活動（以下、「小地域福祉活動」とします。）をはじめ、各種相談、福祉教育、世代間交流、在宅福祉サービス事業、ボランティアセンターの設置などであり、サービス提供や福祉のまちづくりに取り組んでいます。

②民生委員・児童委員の活動

本町では平成 29 年 3 月末現在、59 人が民生委員・児童委員として活動しています。

おもな活動として、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

③地域活動・ボランティア活動

町内では平成 27 年度末現在、1,671 人のボランティアの方々が、各地区でそれぞれ保健・福祉・地域活動を行っています。

（３）アンケート調査からみる現状

①近所の方との付き合いについて

○回答者の近所の方との付き合いは、「親しく付き合っている」（20.6%）、「ある程度付き合っている」（49.2%）を合わせた 7 割（69.8%）の方は、“近所の方との付き合いがある”と感じている一方で、「あまり付き合っていない」（22.1%）、「まったく付き合っていない」（7.4%）を合わせた 3 割（29.5%）の方は、“近所の方との付き合いはない”と感じています。

②地域で助け合う気風について

○回答者の地域で助け合う気風については、「全体的にあると思う」（25.8%）、「部分的にはあると思う」（52.8%）を合わせた 8 割（78.6%）の方は、“助け合う気風がある”と感じている一方で、「全体としてあまりない」と感じている方は 1 割（8.5%）となっています。

③地域での手助けできること・困ったときに手助けしてほしいこと

○回答者の困ったときに手助けしてほしいことについては、「災害時の手助け」（56.4%）が最も高くなっています。次いで「安否確認の声かけ」（53.3%）、「話し相手」（25.0%）が上位に挙がり、手助けできること・困ったときに手助けしてほしいこと上位が一致しています。

④地域活動への関心

○回答者の地域活動への関心は、「とても関心がある」（8.3%）、「ある程度関心がある」（55.2%）を合わせた 6 割（63.5%）の方は、“関心がある”と感じている一方で、「あまり関心がない」（29.6%）、「まったく関心がない」（5.8%）を合わせた 4 割近い方（35.4%）は、“関心がない”と感じています。

○年齢別においては、20 歳未満、30 歳代では「あまり関心がない」が最も高くなっていますが、その他の年齢層では「ある程度関心がある」が最も高くなっています。

⑤地域活動への参加状況

- 回答者の地域活動への参加状況は、「参加している」(20.2%)、「参加したことがある」(19.0%)を合わせた4割(39.2%)の方は、“参加経験がある”と回答している一方で、「参加したことがない」(44.7%)、「参加することができない」(13.1%)を合わせた6割(57.8%)の方は、“参加経験はない”と回答しています。
- 年齢別に“参加経験がある”と回答した割合をみると、20歳未満から70歳代にかけて概ね高まる傾向にあり、70歳代では5割(48.7%)を占めていますが、80歳では4割(40.9%)となっています。

⑥町の福祉情報をすぐに入手できたかについて

- 町の福祉情報を必要とした経験が「あった」と回答した方が、町の福祉情報をすぐに入手できたかについては、「すぐに手に入れることができた」(48.9%)、「時間がかかったが、手に入れることができた」(40.2%)を合わせた9割(89.1%)が必要な福祉情報を“入手できた”と回答しています。
- 一方で「手に入れることができなかった」割合は1割(8.5%)を占めています。

⑦相談したいと思わない理由

- 回答者の困ったことがあるときにだれかに相談したいかについて、「思わない」と回答した方の相談したいと思わない理由は、「自分で解決したいから」が52.7%と最も高くなっています。次いで「他人を巻き込みたくないから」(27.5%)、「相談しても満足のいく回答が得られないと思うから」(25.7%)が上位に挙がっています。

⑧必要なサービスが受けられているかについて

- 回答者の必要なサービスが受けられているかについては、「十分な福祉サービスを受けていると思う」(5.4%)、「ある程度満足できる福祉サービスを受けていると思う」(33.4%)を合わせた4割(38.8%)の方は、“必要なサービスが受けられている”と感じている一方で、「十分な福祉サービスを受けているとは思えない」と感じている方は15.3%となっています。
- 同居家族の世帯状況による“必要なサービスが受けられている”と回答した割合をみると、未就学児童のいる世帯で33.4%、児童生徒のいる世帯では40.3%、65歳以上のいる世帯では42.6%、介護の必要な方のいる世帯では48.6%となっています。

5 地域福祉にかかる課題 第1期美里町地域福祉計画（H29年3月策定から引用）

本町では、今後、人口の減少や高齢化が進み、福祉の一翼を担ってきた住民による地域福祉活動の停滞が懸念されます。

また、少子化の進行と親の子育てに対するストレスの蓄積、一人暮らしの高齢者世帯などの増加に伴う、地域での孤立や福祉ニーズの増大なども懸念されます。

今後は、各保健福祉施策の課題、社会保障などの制度の安定とともに、身近で良質な相談体制づくり、関係機関の協力と連携による利用者本位の保健福祉サービスの供給体制の充実、住民を主体とした地域で支え合うしくみの強化など、すべての人の地域での暮らしを支え続ける環境づくりが重要となります。

そこで、美里町の現状や住民アンケート等を踏まえ、地域福祉の観点からおもな課題を整理すると、以下のようにまとめられます。

（１）支え合い・助け合い活動の実践

町内では、支え合い・助け合いに基づく地域活動を展開している地域もみられますが、少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄化し、地域でのふれあいや交流する機会が減少しつつあります。

アンケート調査の結果をみると、近所付き合いについて、半数近くの住民が「ある程度付き合っている」と回答しているものの、「付き合いがない」若い世代も多くなっており、日常的なコミュニケーションが少なくなっていることがうかがえます。

地域福祉を推進するうえで、住民同士の交流や地域活動などによる支え合い・助け合いを基盤とした地域社会の形成は必要不可欠であり、だれもが地域福祉の担い手として、主体的に支え合い・助け合い活動を実践できる環境づくりが求められます。

（２）困りごとや支援を必要としている人の把握

住民が抱える困りごとや生活課題は様々であり、困りごとがあっても「自分で解決したい」、「他人を巻き込みたくない」などの理由で相談しない人が多く、潜在的な課題があることがうかがえます。

一方で、住民が困ったときに手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」、「安否確認の声がけ」、「話し相手」等、様々であり、多様な主体による重層的な支え合い・助け合い活動を通じて、地域全体で支援を必要としている人をいかに把握していくかが課題となります。

（３）支援や福祉サービスにつなぐしくみ・体制づくり

困りごとや生活課題を改善・解消し、地域で安心して暮らしていくためには、必要な支援に適切につなげていくことが重要です。

介護保険サービスや障害福祉サービスなどでは、地域包括ケアや相談支援が制度化されており、引き続き適切なサービス提供につなげていく必要があります。

一方、多様な困りごとや生活課題を支援につなげていくためには、制度等による公的なサービスの充実のみならず、地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）

も重要な役割を果たします。

そのため、公的な福祉施策の量・質的な確保とともに、必要な支援につなげるしくみを構築していくことが求められます。

(4) 情報提供・相談体制の強化

アンケート調査の結果では、福祉情報を必要としたことがあった人のうち、1割が「手に入れることができなかった」、4割が「時間がかかった」と回答しています。

また、「誰かに相談したい」場合、家族などの身近な相談相手の次に、役場や専門家が挙がっており、生活課題が複雑化、多様化している今日では、切迫した状況下で相談に来る場合も考えられます。

こうしたことから、適切な支援・サービスにつなげていくためには、困ったときに多様な相談に応じることのできる窓口や各種サービスに関するわかりやすい情報提供が求められ、一人ひとりの困りごとや生活課題を的確に把握し、関係各課・機関との連携を強化しながら、状況に応じた適切な支援へとつなげていくための体制強化を図っていく必要があります。

(5) 地域ぐるみによる人権・権利擁護に向けた取り組みの推進

すべての人の生命と人権と財産が守られ、安全・安心に暮らしていくことができる地域社会づくりを推進していくためにも、お互いの違いを認め合う人権意識の醸成と権利を擁護するための体制を強化し、地域全体で進めていくことが重要です。

アンケート調査の結果では、虐待が疑われる場面を見聞きした時に関係機関に通報した人の割合は低く、関係機関の連携による権利擁護に加え、住民一人ひとりが人権尊重や権利擁護に対する意識・関心を高め、できることを行っていくための取り組みを推進していく必要があります。

(6) 安全・安心な暮らしへの支援

近年、安全・安心な暮らしへの関心は高まっており、本町においても災害時をはじめ、防犯や交通、健康等、様々な場面でニーズは増大しています。

地域福祉を推進するにあたっては、住民一人ひとりが自分らしく充実した健康生活を実現し、様々な活動に参加できる地域社会をつくることが大切です。

そのため、地域住民が相互に協力して取り組み、だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい生活環境に向けた支援が重要となっています。

6 用語解説

社会福祉事業

社会福祉法第2条を根拠とする福祉事業のことで、第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業があります。第1種社会福祉事業は、利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）。第2種社会福祉事業は第1種社会福祉事業に対して比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）のことです。

社会的孤立

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態にあることです。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきり高齢者や認知症高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明することです。

生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方へ、生活保護に至る前または保護脱却の段階での自立支援の強化を図るため、平成25年に制定・施行された法律です。

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念と国及び地方公共団体の責務を定めた法律です。平成5年制定・施行、平成16年に改正され、障害者に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定めています。

介護保険法

加齢による心身の疾病等で介護や支援が必要になった方が、その能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な保健医療サービス・福祉サービスを受けられるよう、国民の共同連帯による介護保険制度を設け、介護保険料の徴収、給付の条件や給付サービスなどの詳細を定めた法律です。平成9年制定・平成12年施行後、社会情勢等の変化に合わせて改正されています。

地域包括ケアシステム

心身の状態に関わらず住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくりを目指すものです。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

美里町地域福祉計画

住民、町行政、町社協、地域活動団体、民生委員・児童委員、ボランティア、サービス提供事業者等が役割を担い連携することで、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる地域社会を目指すための計画のことです。計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間。

地区社会福祉協議会（略称 地区社協）

地域住民一人ひとりが福祉の担い手となって町社会福祉協議会と協力し、地域生活課題の解決に向けて、お互いに支え合い、お互いの努力で安心して暮らせる住みよい地域づくりを目指し活動を展開していく任意の団体のこと。美里町では、町内全域に16の地区社会福祉協議会を設置しています。

地区社協名	構成する行政区名
小 牛 田	牛飼1区、西原、八幡、牛飼2区、牛飼3区、町1区、町2区、下小牛田1区、下小牛田2区
不 動 堂	藤ヶ崎町、素山町、桜木町、不動堂4区、駅東1区、駅東2区、不動堂5区、不動堂6区、不動堂7区、志賀町、峯山
北 浦	御免、関根、谷地、二又、中組、横埜、新田、起谷、彫堂、駒米、大口
中 埜	中埜1区、中埜2区、中埜3区、高城、荻埜、平針1区、平針2区、平針3区
青 生	堀切、松ヶ崎、梅ノ木、的場柳原、笹館
和多田沼	和多田沼1、和多田沼2
鳥 谷 坂	鳥谷坂
福 ケ 袋	福ヶ袋
練 牛	練牛
赤 谷	赤井、谷地中
大 柳	大柳1、大柳2、大柳3
木 間 塚	木間塚1、木間塚2
上 二 郷	上二郷1、上二郷2、上二郷3
中 二 郷	中二郷1、中二郷2、中二郷3
下 二 郷	下二郷1、下二郷2、下二郷3
小 島	小島

日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件を総合的に勘案し、より身近な地域に公共介護施設などの整備を求める観点から設定するものです。市町村の介護保険事業計画において設定されており、美里町では町内全域が一つの圏域。

8050家庭

主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態のことです。経済的な理由から生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになる危険性を含んでいます。ひきこもりの長期化・高齢化から引き起こされ、8050問題とも呼ばれています。

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が、同時期に発生する状態のことです。

小地域福祉活動

地域を小さい単位として捉え、そこに住む住民同士が安心して暮らせるように地域内の地域生活課題等を解決するために行う地域福祉活動のことです。

介護予防

介護が必要になることをできるだけ遅らせ、介護されるようになってからはその状態を維持、改善して悪化させないようにすること。

また、心身機能の改善だけではなく、生きがいつくりや社会参加などを通して暮らしの質の向上を目指すことです。

ボランティアセンター

町社協がボランティア活動や地域福祉に関する地域活動を含めた幅広い支援を行なう部門のことです。ボランティア活動に関する需要と供給の収集と発信・コーディネート（マッチング）業務、研修や情報交換などを行っています。

第 3 次美里町地域福祉活動計画 (平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月)

発 行 日 平成 31 年 4 月

編集・発行 社会福祉法人美里町社会福祉協議会

〒987-0038

宮城県遠田郡美里町駅東二丁目 1 7 - 4

美里町駅東地域交流センター内

TEL 0 2 2 9 - 3 2 - 2 9 4 0

FAX 0 2 2 9 - 3 2 - 5 1 6 0

ホームページ <http://www.misato-wel.com/>